

農業用施設の建設に係る課題 質問事項

1. 農地転用許可を要さない農業用施設の規模

2 a 未満の農地を農業用施設に供するために転用する際は、農地転用許可が不要となっているが、法人経営の増加や農業経営の多様化が進展するとともに、農業法人に雇用されている者を含む農業従事者が働きやすい環境の整備が求められているなど、以前よりも柔軟に農業用施設を設置する必要性が高まっている。

また、農地を借りて耕作している農業者が農業用施設を建設するために、土地所有者の了解を得ようとする際、農地転用許可が必要となるため、土地所有者の了解が得られにくいとの声がある。

今回の農林水産省調査においても、1,839 件の農業者のうち、556 件の農業者が「面積 2 a が小さすぎる」と答えている。(資料 1 - 2 10 ページ参照)

- ① 農業用施設に供するための 2 a 未満の農地転用については農地転用許可を要さないとする規定はいつできたか。また、過去に規模を見直したことはあるか。見直したことがないとすれば、なぜか。
- ② 規定ができた当時と比べ、現在の農家一戸当たりの平均農地面積はどのように変化したのか。農業経営の実態に応じ、農地転用許可を要さずとも転用できる規模を 2 a から拡大すべきではないか。

2. 農地転用許可を要さない農業用施設の対象

農畜産物の加工・販売施設については、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）では、農業用施設として位置づけられているが、農地法では、上記 1. の農地転用許可を要さない農業用施設の対象となっていない。

6 次産業化や農家レストランを始め、農業者自らの農畜産物を活かした経営拡大等を支援する上で、加工・販売施設の建設を円滑に行うことができるようにすべきである。

今回の農林水産省調査においても、農業者の 40%（737 件）が農畜産物の加工・販売施設を特例の対象として「認めるべき」と答えている。(資料 1 - 2 9 ページ参照)

農業経営の発展に資する施設のために利用されるよう要件を課した上で、農地法における農地転用許可を要さない農業用施設の対象に農畜産物の加工・販売施設を含めるべきではないか。

3. 農業経営に応じて必要となる農業用施設のガイドライン

農業経営の多様化、6 次産業化の進展を踏まえ、農地の有効活用にとって、農

業用施設の円滑な整備の重要性が増加している。

所有から利用への転換による農地の有効活用の促進という平成 21 年の農地法改正の趣旨に鑑みれば、施設の円滑な整備のための所有者と利用者の合意形成が円滑に進むよう、国としても施策を講ずるべきである。

作物や生産規模など、農業経営の違いに応じて、一般的に必要なだと認められる農業用施設の類型や規模について、国がガイドラインを提示すれば、農業者や農地中間管理機構が土地所有者の了解を得やすくなるとともに、都道府県や農業委員会における転用許可、市町村における農業振興地域整備計画の変更を判断する際の参考となるのではないか。

以上